

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 5月23日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	大和マイクロファイナンス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

大和マイクロファイナンス・ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

(5)【申込手数料】

発行価格に3.24%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

分配金再投資コース（下記「(6)申込単位」をご参照ください。）の収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(6)【申込単位】

申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金支払いコース	分配金を支払うコースです。
分配金再投資コース	分配金を税引き後、自動的に無手数料で再投資するコースです。

販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコースが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（販売会社との間で定額購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとします。）

分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、上記にかかわらず1口単位で取得することができます。

(7)【申込期間】

平成26年5月24日から平成27年5月22日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ダブリンの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込の方法

a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ダブリンの銀行の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日

b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。

c. 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。

d. 上記にかかわらず、取引所（ ）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（ ）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます（以下、本書において同じ。）。

e. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。（ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。）

f. 分配金再投資コースの場合には、申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。

上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

g. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 資産複合に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 (資産複合
	内外	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (債券・金銭債権)資産配 分変更型))		アフリカ		なし
		中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	
資産複合 (資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

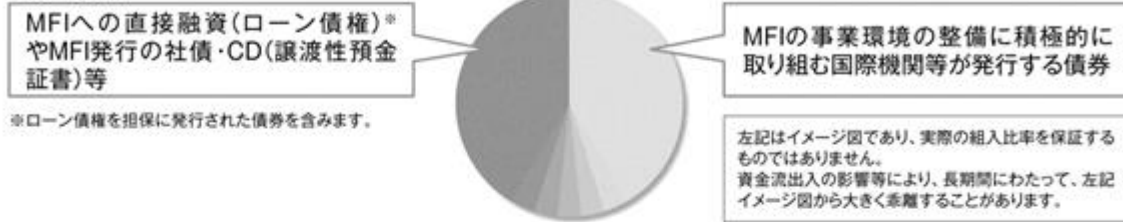
当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。

- MFIの事業環境の整備に積極的に取り組む国際機関等が発行する債券に投資するとともに、MFIに対する直接的な融資を行うことで、投資資金が新興国・発展途上国の貧困問題の解決に活用されるような投資を行います。

(イメージ図)



マイクロファイナンスとは

主に新興国や途上国の貧しい人々に対して、起業や会社経営等の事業資金のために少額で無担保の融資を行うことや、貯蓄、保険等の金融サービスを提供することです。近年、貧困問題の解決手段として注目されています。

- 1970年代に始まったマイクロファイナンスは、世界的な貧困層の撲滅の動きやムハマト・ユヌス氏のノーベル平和賞受賞等もあり、社会貢献のひとつのスタイルとして注目が集まっています。
- 近年、マイクロファイナンスは総融資残高および借手総数とも高い伸びを示しています。

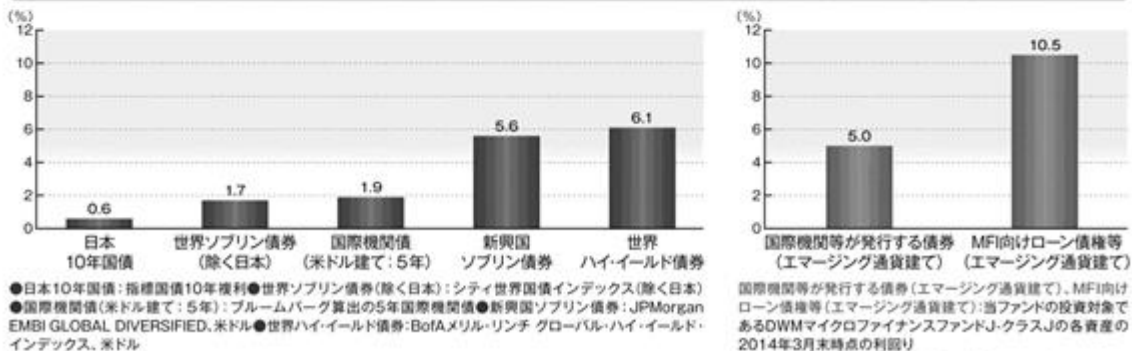
国際機関債の役割

国際機関債とは、国際機関が加盟国の公平で持続可能な経済成長の支援を目的とした、資金調達の手段として発行する債券です。

- MFIは国際資本市場へのアクセスがないため、国際機関が自己の信用力を背景にMFIに投資するための債券を発行する等、重要な仲介役となっています。また、MFIの活動に対する環境整備として、経済社会の安定化・インフラ整備の促進も行っています。

当ファンドが実質的に投資を行っているMFI向けローン債権等や国際機関等が発行する債券と主要債券との利回り比較

2014年3月末



- *上記で使用するインデックスは、Citigroup Index LLC, JPMorgan, BofAメリル・リンチが公表する指数であり、その知的財産は各社に帰属します。また、各社は対象インデックスについて、正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。
- ※上記利回りは過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。
- ※投資対象の国際機関債はエマーキング通貨建てで発行されるため、先進国の通貨建て債券よりも利回りが高くなる傾向があります。

2 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。

- 主として、世界のマイクロファイナンス関連の債券等を主要投資対象とする外国投資証券「DWMマイクロファイナンスファンドJークラスJ」と、円建て短期公社債等を主要投資対象とする「東京海上マネーマザーファンド」受益証券に投資を行い、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

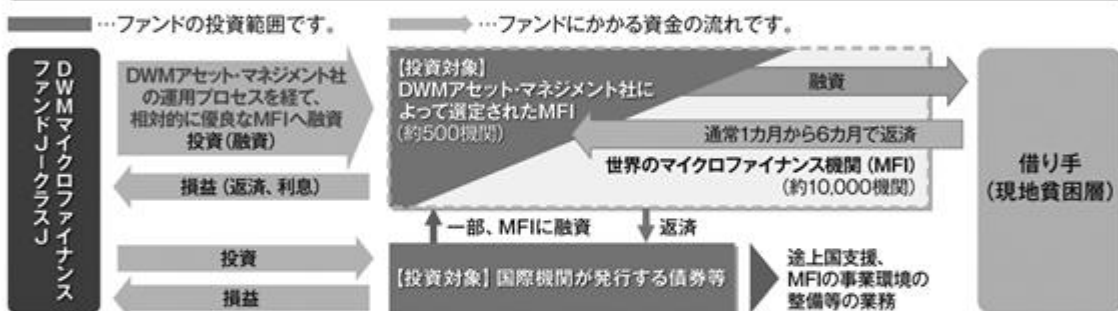
なお、運用に当たっては外国投資証券を高位に組み入れます。

〈当ファンドのしくみ〉



※市況動向等の事情によっては上記の運用ができない場合があります。

〈イメージ図〉ファンドを通じたマイクロファイナンス機関への投資の流れ



※上図は一般的な概念を示したものであり、個別のマイクロファイナンス機関の状況は上図とは異なる場合があります。出所：DWMアセット・マネジメント社

- 「DWMマイクロファイナンスファンドJークラスJ」の運用は、マイクロファイナンス分野で経験豊富なDWMアセット・マネジメント社が行い、同社の調査・運用力を最大限活用します。

DWMアセット・マネジメント社について

DWMアセット・マネジメント社は、マイクロファイナンス運用を中心に社会貢献につながる資産への投資を行うデベロップング・ワールド・マーケッツ(DWM)社(本社、米国コネチカット州)の一員で、マイクロファイナンスに特化した運用会社です。500超のマイクロファイナンス機関と関係構築しており、この分野における先駆者としての強みを持っています。

所在地	米国コネチカット州
設立	1994年4月(前身となる会社の設立年月)
運用資産残高	665百万米ドル(2013年12月末現在)
資本金	290万米ドル
株主	DWMパートナー 90.5% 蘭 SNS Reaal 9.5% (オランダの大手金融機関)

資本金および株主は持ち株会社の情報です。

運用プロセス(MFI選定時)



出所：DWMアセット・マネジメント社、2014年3月現在

3 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。

- 投資対象通貨を選定する際は、投資適格(BBB格)相当以上の格付けを有する国を中心としますが、一部、それら以外の通貨建資産に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

外国投資証券の主な投資対象国(通貨)



国名	格付け	実質GDP成長率
ロシア	BBB+	1.3%
中国	AA-	7.5%
メキシコ	A	3.0%
ペルー	A-	5.5%
ブラジル	BBB+	1.8%
南アフリカ	A-	2.3%
コスタリカ	BBB-	3.8%
インドネシア	BBB-	5.4%
トルコ	BBB	2.3%
インド	BBB-	5.4%
ポーランド	A	3.1%
コロンビア	BBB+	4.5%
ハンガリー	BBB-	2.0%

(ご参考)

国名	格付け	実質GDP成長率
米国	AAA	2.8%
日本	AA-	1.4%

出所：ブルームバーグ、IMF

※格付けは自国通貨建て長期格付け(2014年3月末時点)のうち、ムーディーズ社、S&P社、フィッチ社の中でもっとも高い格付けを使用し、S&P社の表記に統一。実質GDP成長率は2014年(予測値)を使用。

※当ファンドが投資対象とする外国投資証券の2014年3月末時点における投資対象国(通貨)であり、必ずしも投資していることを保証するものではありません。また、上記以外の国に投資する場合があります。

※上記は将来の動向等を示唆・保証するものではありません。また、今後投資対象国(通貨)は変更される場合があります。

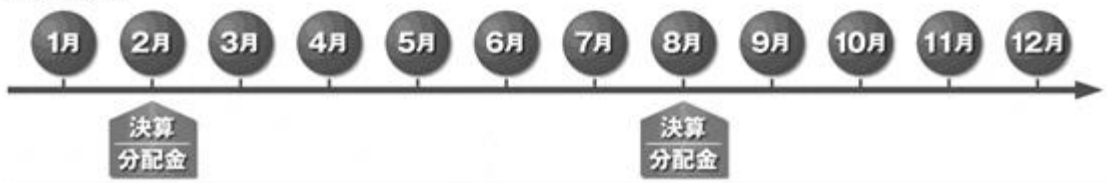
(主な投資制限)

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4 年2回決算を行います。

- 原則として、2月および8月の各23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づいて分配を行います。
 - ・収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
 - ・分配対象額が少額の場合等は、分配を行わない場合があります。

(イメージ図)



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

収益分配金に関する留意事項

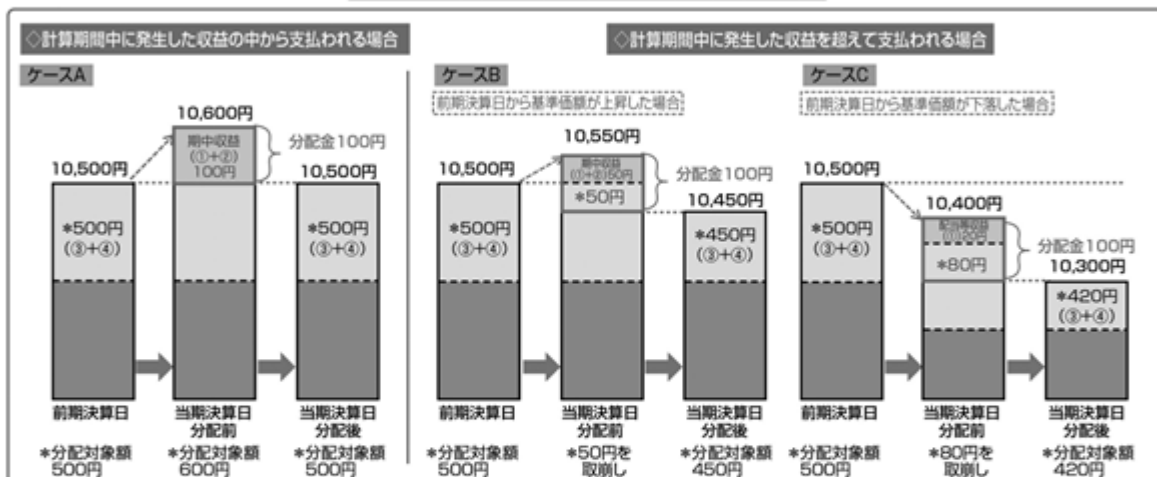
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

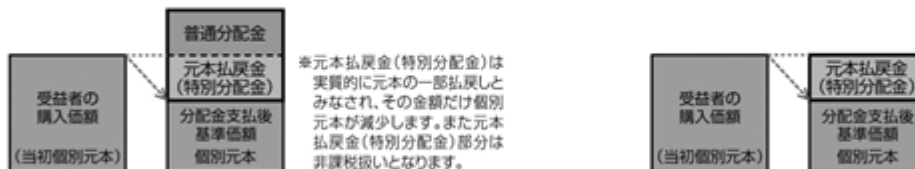
ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

◇分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

◇分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

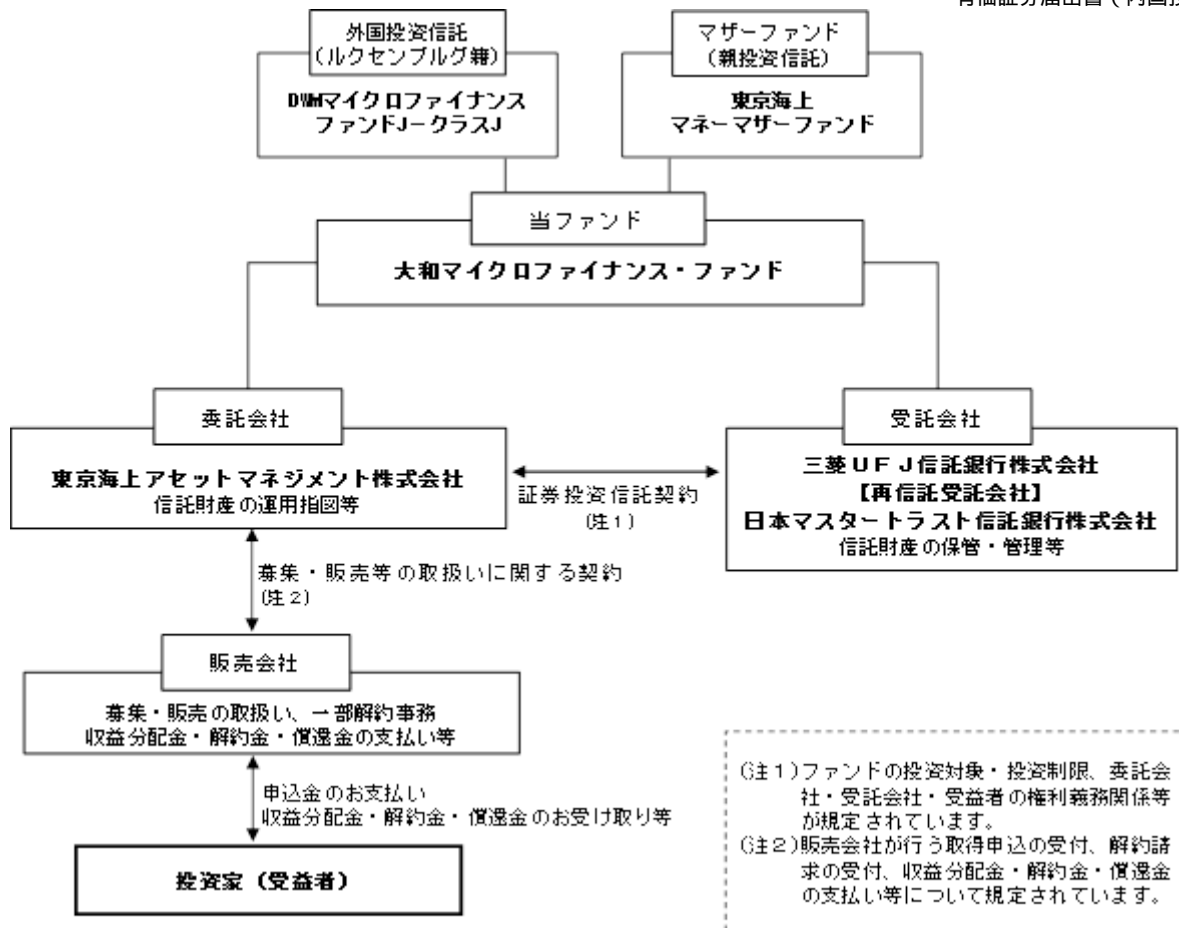
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

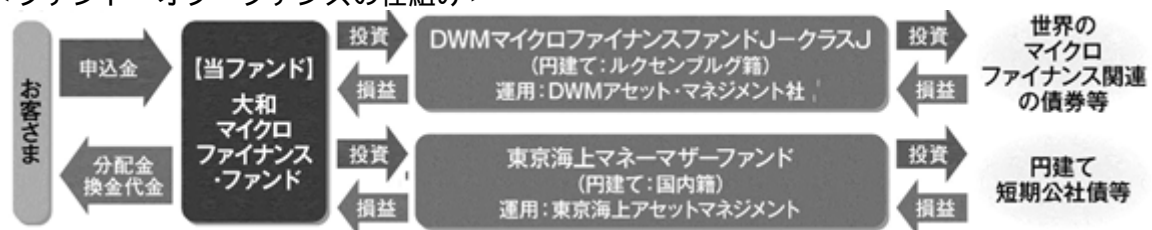
平成23年3月1日 ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成26年3月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

平成26年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

- ・大株主の状況（平成26年3月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

世界のマイクロファイナンス関連の債券等を主要投資対象とする外国投資証券「DWMマイクロファイナンスファンド」-クラス」と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

外国投資証券「DWMマイクロファイナンスファンド」-クラス」および親投資信託「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、世界のマイクロファイナンス関連の債券等に実質的に投資します。

運用にあたっては、外国投資証券「DWMマイクロファイナンスファンド」-クラス」の組入比率を高位に保つことを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として次の(1)および(2)に掲げる投資信託証券ならびに(3)から(6)に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 外国投資証券「DWMマイクロファイナンスファンド」-クラス」

(2) 「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券

(3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(3)の証券の性質を有するもの

(5) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記(5)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報> 当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

DWMマイクロファイナンスファンド」-クラス」	
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資法人 / 円建て

運用方針	<p>ファンドは、マイクロファイナンス分野の事業環境整備に貢献し、新興国や途上国の経済発展を重視する国際開発機関の発行する債券(国際機関債)に分散投資します。また、世界(主に新興国や途上国)のマイクロファイナンス機関(MFI)のローン債権、社債やCD(譲渡性預金証書)等に投資することでMFIの資金ニーズおよびファンドの投資成果を満たすことを最大限追求します。対象となるMFIは分散して組み入れを行い、MFIの地域分散も積極的に図ります。なお、これらMFIや国際開発機関への投資にあたっては、原則とし、新興国や途上国の現地通貨で行います。</p> <p>有価証券の組入比率は50%超とすることを原則としますが、有価証券の組入比率を大きく逸脱する場合には、投資顧問会社は運用上支障をきたさないように適切に問題解決に向けて取組みます。なお、一部解約等により、長期間にわたって、有価証券の組入比率が50%を下回ることがあります。</p>
主な投資制限	国際機関債の投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益等を勘案し、分配を行うことがあります。
存続期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日
申込手数料	なし
管理報酬等	<p>ファンドの純資産総額に対し年率0.825%を乗じた額がファンドから投資顧問会社に支払われます。また、ファンドの純資産総額に対し年率0.07%を乗じた額がファンドから管理会社に支払われます(ただし、その額が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとします)。この他、ファンドは、ファンドの設立に係る費用(上限2,000万円を60ヵ月間にわたり償却)、保管銀行報酬、組入る有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、事務委託費用(年25,000ユーロ)、信託財産に関する租税、監査報酬、法的費用、MFIローン債権・社債の第三者評価機関への報酬等を負担します。</p>
関係法人	<p>管理会社：ドイツ銀行ルクセンブルグS.A. 保管銀行：ドイツ銀行ルクセンブルグS.A. 投資顧問会社：DWMアセット・マネジメントLLC.</p>

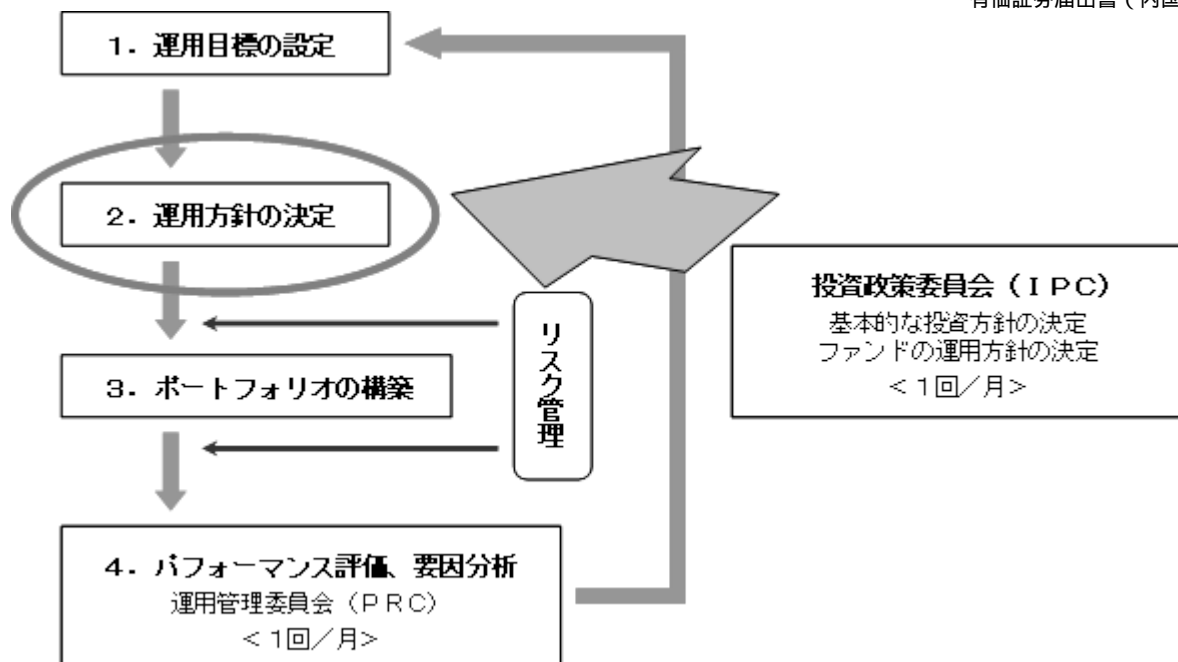
資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

東京海上マネーマザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資は、行いません。 外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限ります。
収益分配	無分配
信託設定日	2008年3月28日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年8月15日
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき投資信託証券への投資を通じて実質的に世界のマイクロファイナンス関連の債券等に投資します。当ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドはマルチマネージャー運用部（10名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。また、「東京海上マネーマザーファンド」は、債券運用部日本債券運用グループ（11名）が、「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（5名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成26年4月1日現在）

(4)【分配方針】

年2回（原則として、2月、8月の23日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（ ）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的

に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録され
ます。

(5) 【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

- a. 株式への直接投資は行いません。
 - b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - c. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - d. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 公社債の借入(約款第19条)
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行
うものとします。
 - b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行
うことができるものとします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産
総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社
債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に
は、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替
の売買の予約を指図することができます。

資金の借入(約款第27条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資
金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的
として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール
市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証
券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財
産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信
託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日か
ら信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期
間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度としま
す。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日
までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を組み入れることにより、当ファンドが間接
的に受ける実質的なリスクを含みます。

当ファンドは、値動きのある有価証券等を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがっ
て、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を
割り込むことがあります。

マイクロファイナンス投資にかかるリスク

M F Iへの投資は高いリスクを伴います。主なリスクの要因は以下の通りですが、これらの影響に
よりM F Iの返済能力が低下し、元利金の支払いが滞るような場合には、当該M F Iへの投資(融
資、社債等)の評価額を減額することにより、基準価額が下落する要因となります。

- ・ M F Iは小規模組織なため、企業統治において高いガバナンスリスクがあります。
- ・ M F Iは新興国の中でも中小規模の国で活動しています。
- ・ M F Iによる小口融資は原則として無担保です(M F Iにより異なります)。

- ・ M F I は国際資本市場から投融资を受け入れる経験が不足しており、経営陣の経営力も不十分です。
- ・ M F I の管理職や支店レベルでの不正や汚職のリスクがあります。
- ・ 多くの M F I が金融当局の規制対象外の金融機関です。
- ・ M F I が活動する国における国内政治、経済、規制上のリスクがあります。
- ・ M F I の経営には自然災害のリスクがあります。
- ・ M F I の会計基準が各国で不規則です。
- ・ M F I の小口融資の信用リスクに一定の基準がありません。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。一方、ローン債権は、変動金利のものが多く、それらは金利の変動によって将来受け取る利息が変動します。また、ローン債権は市場で調達するものではなく個別に相対で組成するため、資産価値は必ずしも市場金利の動きとは一致しない場合があります。

信用リスク

一般的に、公社債や短期金融商品などの発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債などの価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債などにデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。組入ローン債権の債務者にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、組入ローン債権の評価額を減額するなどの措置を行うことにより、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、天候、自然災害等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があります、そのため証券価格の変動が大きくなる場合があります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。また、ローン債権は、市場性に欠け、流通市場はありません。そのため、組入ローン債権を売却する必要がある際には、相対で買い手を見つける必要があります。買い手が見つかった場合でも、その価格は買い手にとって非常に有利な条件となることが想定されます。これらの場合、基準価額が下落する要因となります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・ 投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・ 投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・ 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・ 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・ 当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて世界のマイクロファイナンス関連の債券やローン債権を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた債券の値動きや債券の発行者およびローン債権の債務者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・ 委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 外国投資証券が投資するローン債権について

- ・当ファンドが主要投資対象とする外国投資証券(2)において「ファンド」といいます。)は、M F Iに対して直接融資を行います。ファンドが投資するローン債権は、当該融資契約の債権(金銭債権)となります。
- ・当該融資契約はファンドとM F Iの相対契約であるため、そのローン債権を売却するためには、新たに買い手を見つける必要があり、また、買い手が見つかった場合でも、その価格は買い手にとって非常に有利(売り手であるファンドにとって非常に不利)な条件となることが想定されることから、組入ローン債権を途中売却することを極力回避する運営を行います。
- ・ファンドは、受益者のご換金請求に伴い、組入ローン債権を途中売却しなければ換金資金を準備できなくなる可能性が高まったと判断した場合などには、ファンドの換金の受付を中止します。これに伴い、当ファンドのご換金請求の受付を中止することや取り消すことがあります。
- ・ファンドにおけるローン債権は簿価(融資額の元本等)で評価を行います。融資先のM F Iの信用状況は、第三者機関によって定期的にモニタリングが行われており、必要に応じて評価額を減額するなどの措置を行います。

(3) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(4) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

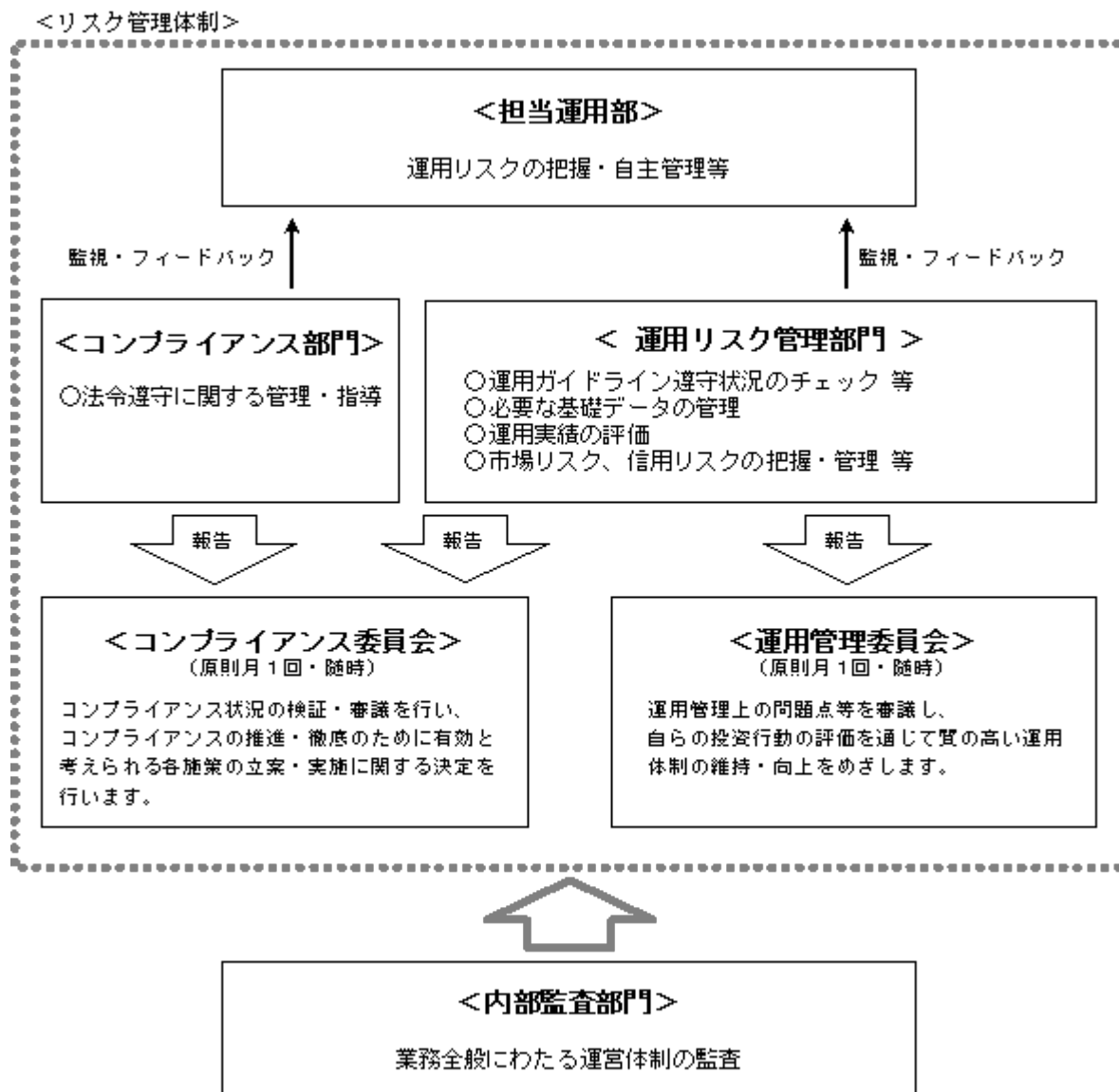
当ファンドが投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合は、当ファンドを繰上償還させます。

3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



< DWMアセット・マネジメント社の管理体制 >

DWMアセット・マネジメント社では、全ての投融資案件の信用力等について、共同パートナーとチーフ・クレジット・オフィサーで構成される信用審査委員会において審査されます。信用審査委員会で承認された投融資案件は、外部の有識者を含む委員で構成される投資委員会で検討が行われ、委員の過半数の承認を経て最終的な投融資条件が承認されます。また、投融資実行後も、投融資先の継続的なモニタリングを実施しています。さらに、外国投資証券におけるMFIへの投融資案件については、ファンドにおける評価額の公正性・透明性等を確保するため、第三者機関による新規投融資案件の評価、モニタリングを実施しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に3.24%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.1124%（税抜1.03%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.405%	年率0.6%	年率0.025%

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は年率2.0074%程度（税込）となります。（本書作成日現在）

<参考情報> 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率 （年率）
外国投資証券（ルクセンブルグ籍） 「DWMマイクロファイナンスファンド」-クラスJ」	0.895%（ ）
親投資信託 「東京海上マネーマザーファンド」	信託報酬は ありません

（ ）管理報酬等として投資顧問会社ならびに管理会社に対して支払われます。ただし、投資対象とする外国投資証券の信託報酬のうち管理会社に支払う報酬（年率0.07%）が125,000米ドルに満たない場合は125,000米ドルとなりますので、外国投資証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用も別途かかります。なお、当ファンドが上記の投資信託証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、純資産総額に対し、年率0.0108%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年64.8万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（2）超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。

5【運用状況】

以下は平成26年3月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	5,954,613,902	96.70
親投資信託受益証券	日本	1,002,977	0.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		201,917,512	3.27
合計（純資産総額）		6,157,534,391	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上マネーマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	129,995,580	90.28
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		13,984,644	9.71
合計（純資産総額）		143,980,224	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ	ルクセンブルク	投資証券	5,728,344,303	1.0243	5,867,543,069	1.0395	5,954,613,902	96.70
2	東京海上マネーマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	992,261	1.0108	1,002,977	1.0108	1,002,977	0.01

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（％）
----	---------

投資証券	96.70
親投資信託受益証券	0.01
合 計	96.72

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上マネーマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	第427回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2014/04/28	100,000,000	99.98	99,985,500	99.99	99,997,800	69.45
2	第441回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2014/06/30	30,000,000	99.99	29,997,480	99.99	29,997,780	20.83

b. 投資有価証券の種類

東京海上マネーマザーファンド

種類	投資比率 (%)
国債証券	90.28
合 計	90.28

投資不動産物件

東京海上マネーマザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

東京海上マネーマザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(平成23年 8月23日)	18,582	18,874	0.9552	0.9702
2期	(平成24年 2月23日)	15,295	15,538	0.9448	0.9598
3期	(平成24年 8月23日)	13,292	13,486	0.8880	0.9010
4期	(平成25年 2月25日)	12,123	12,330	1.0542	1.0722
5期	(平成25年 8月23日)	7,865	7,965	1.0272	1.0402
6期	(平成26年 2月24日)	6,241	6,329	1.0540	1.0690
平成25年 3月末日		11,509	-	1.0618	-
4月末日		11,453	-	1.1113	-
5月末日		10,700	-	1.1172	-
6月末日		9,459	-	1.0567	-
7月末日		8,729	-	1.0574	-

8月末日	7,697	-	1.0224	-
9月末日	7,516	-	1.0480	-
10月末日	7,342	-	1.0675	-
11月末日	7,046	-	1.0848	-
12月末日	6,984	-	1.1144	-
平成26年 1月末日	6,472	-	1.0637	-
2月末日	6,193	-	1.0470	-
3月末日	6,157	-	1.0680	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0150
2期	0.0150
3期	0.0130
4期	0.0180
5期	0.0130
6期	0.0150

【収益率の推移】

期	年月日	収益率（％）（分配付）
1期	（平成23年 8月23日）	3.0
2期	（平成24年 2月23日）	0.5
3期	（平成24年 8月23日）	4.6
4期	（平成25年 2月25日）	20.7
5期	（平成25年 8月23日）	1.3
6期	（平成26年 2月24日）	4.1

(4) 【設定及び解約の実績】

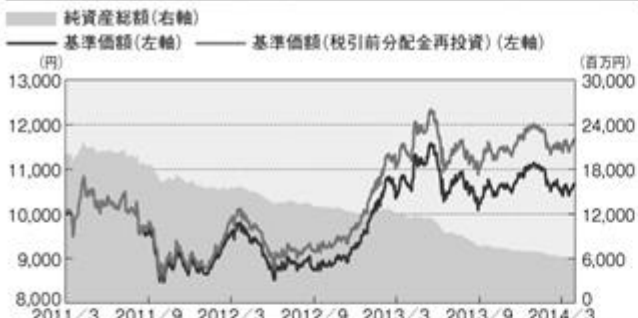
期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	20,140,399,116	686,866,230	19,453,532,886
2期	132,507,215	3,397,441,026	16,188,599,075
3期	151,185,798	1,371,637,610	14,968,147,263
4期	21,992,394	3,490,130,421	11,500,009,236
5期	217,946,831	4,060,469,886	7,657,486,181
6期	9,380,010	1,745,476,425	5,921,389,766

< 参考情報 >

（平成26年 3月31日現在）

基準価額、パフォーマンス等の状況

基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※設定日は2011年3月1日です。

騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+2.01	-2.80	+3.36	+3.31	+14.23	+16.80

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

基準価額・純資産総額

基準価額	10,680円
純資産総額	6,158百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

第2期	2012年2月23日	150円
第3期	2012年8月23日	130円
第4期	2013年2月25日	180円
第5期	2013年8月23日	130円
第6期	2014年2月24日	150円
設定来累計		890円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
 分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ	96.7
東京海上マネーマザーファンド	0.0
短期金融資産等	3.3
合計	100.0

※比率は、純資産総額に占める割合です。
 ※短期金融資産等は、組入る有価証券以外のものです。

DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJの状況

資産構成等

資産	比率(%)
MFI向けローン債権等	32.4
国際機関等が発行する債券	64.4
短期金融資産等	3.3
合計	100.0

資産	収益率(%)
MFI向けローン債権等*1	10.5
国際機関等が発行する債券*2	5.0

*1 融資金利、クーポンを加重平均して算出しております。
 *2 利回りを加重平均して算出しております。

保有債券等の通貨別上位5通貨

通貨名	比率(%)
1 ロシア・ルーブル	14.8
2 中国元	13.4
3 メキシコ・ペソ	12.9
4 ベルー・ヌエボ・ソル	12.6
5 ブラジル・レアル	9.1

※比率は、純資産総額に占める割合です。 ※短期金融資産等は、組入る有価証券以外のものです。 ※「国際機関等が発行する債券」には国債等も含まれます。
 ※「保有債券等の通貨別上位5通貨」にはローン債権も含まれます。
 ※「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の運用会社であるDWMアセット・マネジメント社からの情報に基づき、東京海上アセットマネジメントが作成しております。

組入上位5銘柄(MFI向けローン債権等)

組入銘柄数: 6

銘柄名	融資金利(%)	償還日	通貨名	比率(%)
1 NBD Bank Russia	11.220	2014/7/29	RUB	13.5
2 Compartamos Financiera Peru	9.630	2014/7/25	PEN	11.7
3 COOIQUE Bank Loan	10.550	2014/4/30	CRC	4.7
4 Forus Bank Russia	11.495	2014/8/8	RUB	1.3
5 EDPYME SOLIDARIDAD	10.500	2014/3/31	PEN	0.9

*「融資金利(%)」社債はクーポンを記載しております。
 *MFI向けローン債権等には短期金融商品等を含みます。
 *「通貨名」RUB:ロシア・ルーブル、PEN:ペルー・ヌエボ・ソル、CRC:コスタリカ・コロン

組入上位5銘柄(国際機関等が発行する債券)

組入銘柄数: 21

銘柄名	クーポン(%)	償還日	通貨名	比率(%)
1 ドイツ復興金融公庫	2.000	2014/5/21	CNH	10.4
2 欧州投資銀行	7.000	2014/5/19	ZAR	5.7
3 国際復興開発銀行	9.000	2014/4/28	BRL	5.4
4 国際金融公社	6.000	2016/1/28	MXN	4.9
5 欧州投資銀行	6.000	2014/4/22	IDR	4.4

*「通貨名」CNH:中国元、ZAR:南アフリカ・ランド、BRL:ブラジル・レアル、MXN:メキシコ・ペソ、IDR:インドネシア・ルピア

年間収益率の推移

※当ファンドのベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しており、設定日以降を表示しています。
 ※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。
 ※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・ ロンドン証券取引所の休業日
 - ・ ダブリンの銀行の休業日
 - ・ ルクセンブルグの銀行の休業日
- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金支払いコース	分配金を支払うコースです。
分配金再投資コース	分配金を税引き後、自動的に無手数料で再投資するコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 申込手数料は、発行価格に3.24%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
・ ニューヨーク証券取引所の休業日
・ ロンドン証券取引所の休業日
・ ダブリンの銀行の休業日
・ ルクセンブルグの銀行の休業日
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
信託財産留保額はありませぬ。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、組み入れた外国投資証券の換金が出来なくなった場合その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。解約請求の受付が中止された場合に

は、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。

- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
投資信託証券 (マザーファンドを除く)	原則として、当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日における当該投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成23年3月1日から平成33年2月23日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

当ファンドが主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合には、信託を終了させます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月24日から8月23日までおよび8月24日から翌年2月23日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日()を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

()法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- d. 上記c.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記b.の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 上記g.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- j. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第6期計算期間(平成25年8月24日から平成26年2月24日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

大和マイクロファイナンス・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 [平成25年 8月23日現在]	第6期 [平成26年 2月24日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	502,989,592	387,749,316
投資証券	7,503,759,299	6,067,845,845
親投資信託受益証券	1,002,580	1,002,977
未収入金	100,000,000	-
未収利息	754	556
流動資産合計	8,107,752,225	6,456,598,694
資産合計	8,107,752,225	6,456,598,694
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	99,547,320	88,820,846
未払解約金	86,734,437	87,339,233
未払受託者報酬	1,345,697	947,312
未払委託者報酬	54,097,138	38,081,919
その他未払費用	315,000	315,000
流動負債合計	242,039,592	215,504,310
負債合計	242,039,592	215,504,310
純資産の部		
元本等		
元本	7,657,486,181	5,921,389,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	208,226,452	319,704,618
（分配準備積立金）	520,546,826	453,529,460
元本等合計	7,865,712,633	6,241,094,384
純資産合計	7,865,712,633	6,241,094,384
負債純資産合計	8,107,752,225	6,456,598,694

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期		第6期	
	自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月23日		自 平成25年 8月24日 至 平成26年 2月24日	
営業収益				
受取配当金		272,913,220		165,869,065
受取利息		116,430		93,752
有価証券売買等損益		213,573,231		184,086,943
営業収益合計		59,456,419		350,049,760
営業費用				
受託者報酬		1,345,697		947,312
委託者報酬		54,097,138		38,081,919
その他費用		315,000		315,000
営業費用合計		55,757,835		39,344,231
営業利益又は営業損失（ ）		3,698,584		310,705,529
経常利益又は経常損失（ ）		3,698,584		310,705,529
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,698,584		310,705,529
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		112,698,968		63,301,664
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		623,161,477		208,226,452
剰余金増加額又は欠損金減少額		14,372,208		369,525
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		14,372,208		369,525
剰余金減少額又は欠損金増加額		220,759,529		47,474,378
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		220,759,529		47,474,378
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		1 99,547,320		1 88,820,846
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		208,226,452		319,704,618

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期 自 平成25年 8月24日 至 平成26年 2月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成26年2月23日が休日のため、当計算期間末日を平成26年2月24日としております。このため、当計算期間は185日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第5期 [平成25年 8月23日現在]	第6期 [平成26年 2月24日現在]
1. 1 期首元本額	11,500,009,236円	7,657,486,181円
期中追加設定元本額	217,946,831円	9,380,010円
期中一部解約元本額	4,060,469,886円	1,745,476,425円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	7,657,486,181口	5,921,389,766口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月23日	第6期 自 平成25年 8月24日 至 平成26年 2月24日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（200,806,143円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（8,731,653円）及び分配準備積立金（419,288,003円）より、分配対象額は628,825,799円（1万口当たり821.17円）であり、うち99,547,320円（1万口当たり130円）を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（140,338,181円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,270,493円）及び分配準備積立金（402,012,125円）より、分配対象額は549,620,799円（1万口当たり928.17円）であり、うち88,820,846円（1万口当たり150円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期 自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月23日	第6期 自 平成25年 8月24日 至 平成26年 2月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 [平成25年 8月23日現在]	第6期 [平成26年 2月24日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）
 第5期（自 平成25年2月26日 至 平成25年8月23日）
 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	315,868,970
親投資信託受益証券	496
合計	315,868,474

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第6期（自 平成25年8月24日 至 平成26年2月24日）
 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	129,140,916
親投資信託受益証券	397
合計	129,141,313

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第5期 [平成25年 8月23日現在]		第6期 [平成26年 2月24日現在]	
1口当たり純資産額	1.0272円	1口当たり純資産額	1.0540円
（1万口当たり純資産額	10,272円）	（1万口当たり純資産額	10,540円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	DWMマイクロファイナンスファンドJ - クラスJ	5,923,895,192	6,067,845,845	
投資証券 合計		5,923,895,192	6,067,845,845	
親投資信託 受益証券	東京海上マネーマザーファンド	992,261	1,002,977	

親投資信託受益証券 合計	992,261	1,002,977	
合計	5,924,887,453	6,068,848,822	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「DWMマイクロファイナンスファンド」-クラスJ」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はすべて同ファンドの投資証券です。

また、当ファンドは、「東京海上マネーマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、これら投資証券及び親投資信託受益証券の状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「DWMマイクロファイナンスファンド」-クラスJ」の状況

当投資証券は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国投資法人であるDWM Income Funds S.C.A.-SICAV SIFを構成するサブファンドです。同ファンドの財務書類は、UCI(Undertakings for Collective Investment)に関するルクセンブルグの法律に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。以下に記載した情報は、委託会社が同投資証券の管理会社であるDeutsche Bank Luxembourg S.A.から入手した平成24年12月31日現在の財務書類の一部を抜粋・翻訳したものです。

(1)純資産計算書

	平成24年12月31日現在
	金額(円)
資産:	
投資有価証券及びローン債権	11,485,895,794
現預金	147,698,346
創業費用	10,406,306
未収利息	390,967,589
前払費用	334,370
資産合計	12,035,302,405
負債:	
その他未払金	44,439,584
負債合計	44,439,584
純資産総額	11,990,862,821
発行済投資証券(口数)	12,192,862,212
発行済投資証券1口当たりの純資産	0.9834

(重要な会計方針に関する注記)

1. 作成基準

財務書類については、UCIに関するルクセンブルグの法律に従い作成しています。

2. 有価証券の評価

株式市場に上場または規制市場において取引されている有価証券及び短期金融商品については、当該株式市場または規制市場における入手可能な最終相場にて評価しています。

非上場のローン債権や債券については、額面価額で評価していますが、ファンドマネジャーの助言に基づきジェネラルパートナーの裁量により、利息や元本が満額支払われないと判断した銘柄については、信用リスク管理方針に従い減損価格を適用します。

上記により決定された価格が公正な市場価格を反映していない銘柄については、ファンドマネジャーの助言に基づきジェネラルパートナーの裁量により、合理的に予測できる売却価格を元に慎重かつ公正に評価しています。

非上場株式については、（１）直近の流通市場での取引や追加で行なわれた投資の評価等がより公正な評価基準を提供している場合、又は（２）より低い評価値がその資産の正しい市場価格をより公正に反映している場合を除き、取得原価で評価しています。

先物取引については、評価日現在の為替レートや金利、又はその他関連する原資産価格を元に評価しています。

3. 有価証券の取得価格

外貨建有価証券の取得価格については、買付日の為替レートで日本円に換算されます。

4. 有価証券売却による実現損益

有価証券売却による実現損益は平均原価法により算定しています。

5. 投資収益

配当収益は落ち日現在で認識し、源泉徴収後の金額で記載しています。
受取利息については発生主義に基づき計上しています。

6. 創業費用

創業費用は定額法により5年間で減価償却しています。

7. 外国為替換算

外貨預金やその他外貨建資産及び保有している外貨建有価証券の評価については、決算日現在の為替レート（終値）を用いて日本円に換算しています。外貨建収益・費用及び資本移動については、期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。

投資有価証券及びローン債権明細表

平成24年12月31日現在

種類	通貨	数量	銘柄	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率
債券	BRL	11,400,000	EUROPEAN BK RECON & DEV 9.750% 01/28/14	465,184,961	500,900,660	4.18%
	BRL	4,900,000	INTL FINANCE CORP 8.250% 01/15/14	241,566,219	212,037,403	1.77%
	BRL	16,635,000	INTL BK RECON & DEVELOP 8.250% 01/24/13	807,522,939	701,207,567	5.85%
	IDR	37,650,000,000	EUROPEAN BK RECON & DEV 6.750% 02/19/13	356,101,027	332,722,513	2.77%
	IDR	29,270,000,000	EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.000% 04/22/14	270,287,315	260,635,296	2.17%
	INR	200,000,000	NABARD 7.190% 04/29/13	320,758,031	311,435,097	2.60%
	INR	200,000,000	NATIONAL HOUSING BANK 7.550% 07/12/13	320,715,248	310,427,055	2.59%
	INR	50,000,000	RURAL ELECTRIFICATION 10.900% 09/30/13	83,739,435	79,139,194	0.66%

INR	290,000,000	UJJIVAN FINANCIAL SERVIC 13.120% 01/16/14	443,253,981	453,215,206	3.78%	
MXN	99,800,000	INTL BK RECON & DEVELOP 5.000% 07/01/13	675,338,088	663,395,960	5.53%	
MXN	66,000,000	INTL FINANCE CORP 6.000% 01/28/16	438,334,987	460,872,982	3.84%	
RUB	325	EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.750% 06/13/17	925	944	0.00%	
RUB	134,450,000	INTL BK RECON & DEVELOP 4.875% 09/16/13	388,662,041	376,189,716	3.14%	
RUB	61,150,000	INTL BK RECON & DEVELOP 5.250% 11/24/14	174,419,248	171,138,486	1.43%	
TRY	3,403,000	EUROPEAN INVESTMENT BANK 9.000% 01/22/13	180,145,556	164,474,317	1.37%	
TRY	3,085,000	INTL BK RECON & DEVELOP 9.000% 01/25/13	163,527,636	149,068,246	1.24%	
TRY	4,323,000	INTL BK RECON & DEVELOP 9.000% 04/22/13	230,340,668	210,709,692	1.76%	
TRY	1,885,000	KFW 7.500% 08/02/13	96,733,207	92,167,765	0.77%	
ZAR	6,550,000	ASIAN DEVELOPMENT BANK 8.000% 03/26/13	79,914,096	66,862,738	0.56%	
ZAR	34,915,000	EUROPEAN INVESTMENT BANK 7.000% 05/19/14	408,151,486	363,368,198	3.03%	
ZAR	54,180,000	EUROPEAN INVESTMENT BANK 8.000% 10/21/13	628,756,373	562,211,651	4.69%	
ZAR	16,448,000	KFW 7.500% 06/22/15	190,773,590	176,969,461	1.47%	
債券合計			6,964,227,057	6,619,150,147	55.20%	
ローン 債権	AZN	3,145,200	ACCESS BANK _ AZN	310,799,054	345,122,812	2.88%
	AZN	678,615	AZERCREDIT - AZERBAIJAN _ AZN	66,210,978	74,464,427	0.62%
	AZN	7,866,999	FINCA AZERBAIJAN T 3 BANK LOAN _ AZN	782,962,323	863,245,893	7.20%
	COP	5,796,240,000	FUNDACION MUNDO MUJER POPAYAN _ COP	234,576,309	282,663,398	2.36%
	CRC	1,494,360,000	COOIQUE BANK LOAN _ CRC	240,298,600	252,711,648	2.11%
	GTQ	18,283,590	GENESIS FUNDACION GUATEMALA _ GTQ	180,394,959	199,318,544	1.66%
	HNL	10,827,006	BANCOVELO HONDURAS - 2 _ HNL	44,722,115	46,877,125	0.39%
	HNL	10,808,743	BANCOVELO HONDURAS _ HNL	43,999,918	46,798,054	0.39%
	IDR	2,539,500,000	BANK ANDARA - INDONESIA _ IDR	23,161,291	22,345,110	0.19%
	JOD	710,000	MFW - JORDAN _ JOD	77,691,309	86,305,869	0.72%
	KHR	8,176,000,000	THANEAKEA PHUM (CAMBODIA), LTD. _ KHR	162,240,000	176,331,432	1.47%
	MNT	8,852,480,000	XACBANK LOAN _ MNT	564,905,884	548,529,074	4.57%
	MXN	7,030,600	CAMESA MEXICO BANK LOAN _ MXN	47,504,703	46,433,066	0.39%
	PEN	19,159,000	CREAR AREQUPA PERU _ PEN	545,300,000	646,968,230	5.40%
	PEN	1,384,000	EDPYME RAIZ S.A. _ PEN	40,509,763	46,735,426	0.39%
	PEN	1,500,720	EDPYME SOLIDARIDAD _ PEN	42,676,552	50,676,871	0.42%
	PLN	401,250	INICJATYWA MIKRO _ PLN	11,197,809	11,168,013	0.09%
	RUB	49,629,762	DWM _ FINCA RUSSIA _ RUB	120,746,194	140,052,610	1.17%

RUB	14,169,100	FORUS BANK RUSSIA 2_RUB	38,562,827	39,984,464	0.33%
RUB	41,519,400	FORUS BANK RUSSIA_RUB	116,093,378	117,165,590	0.98%
RUB	280,000,000	NBD BANK RUSSIA_RUB	783,790,612	790,145,453	6.59%
THB	11,614,411	PRASAC MFI LTD_THB	28,854,437	32,702,538	0.27%
ローン債権合計			4,507,199,015	4,866,745,647	40.59%
総合計			11,471,426,072	11,485,895,793	95.79%

「東京海上マネーマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[平成25年 8月23日現在]	[平成26年 2月24日現在]
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		18,847,239	11,357,532
国債証券		129,983,340	139,990,890
未収利息		28	16
流動資産合計		148,830,607	151,348,438
資産合計		148,830,607	151,348,438
負債の部			
流動負債			
未払金		9,998,960	
流動負債合計		9,998,960	
負債合計		9,998,960	
純資産の部			
元本等			
元本	1	137,404,342	149,737,033
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,427,305	1,611,405
元本等合計		138,831,647	151,348,438
純資産合計		138,831,647	151,348,438
負債純資産合計		148,830,607	151,348,438

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成25年 8月24日 至 平成26年 2月24日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成25年 8月23日現在]	[平成26年 2月24日現在]
-----	-----------------	-----------------

1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	146,364,556円	137,404,342円
同期中における追加設定元本額	118,038,864円	55,655,287円
同期中における一部解約元本額	126,999,078円	43,322,596円
同期末における元本額	137,404,342円	149,737,033円
元本の内訳*		
東京海上・東南アジア株式ファンド	1,100,000円	1,100,000円
東京海上・アジア中小型成長株ファンド	1,100,000円	1,100,000円
大和マイクロファイナンス・ファンド	992,261円	992,261円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)円コース(毎月分配型)	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)米ドルコース(毎月分配型)	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)ユーロコース(毎月分配型)	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)豪ドルコース(毎月分配型)	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)ブラジル・レアルコース(毎月分配型)	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)資源国通貨バスケットコース(毎月分配型)	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)マネープール・ファンド	23,463,759円	11,016,637円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)メキシコ・ペソコース(毎月分配型)	円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)トルコ・リラコース(毎月分配型)	円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)ロシア・ルーブルコース(毎月分配型)	円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース(年1回決算型)	円	9,896円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース(年1回決算型)	円	9,896円
TMAマネーファンド(適格機関投資家限定)	107,744,155円	132,474,482円
計	137,404,342円	149,737,033円

2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	137,404,342口	149,737,033口
--	--------------	--------------

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月23日	自 平成25年 8月24日 至 平成26年 2月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成25年 8月23日現在]	[平成26年 2月24日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券 同左

	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 平成25年2月26日 至 平成25年8月23日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,400
合計	2,400

（注1）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（注2）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成25年8月16日から平成25年8月23日まで）を指しております。

（自 平成25年8月24日 至 平成26年2月24日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	7,840
合計	7,840

（注1）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（注2）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成25年8月16日から平成26年2月24日まで）を指しております。

（1口当たり情報に関する注記）

[平成25年 8月23日現在]		[平成26年 2月24日現在]	
1口当たり純資産額	1.0104円	1口当たり純資産額	1.0108円
（1万口当たり純資産額	10,104円）	（1万口当たり純資産額	10,108円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第418回国庫短期証券	10,000,000	9,999,660	
	第420回国庫短期証券	30,000,000	29,998,830	
	第427回国庫短期証券	100,000,000	99,992,400	
国債証券 合計		140,000,000	139,990,890	
合計		140,000,000	139,990,890	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年3月31日現在

種類	金額
資産総額	6,173,564,939 円
負債総額	16,030,548 円
純資産総額 (-)	6,157,534,391 円
発行済数量	5,765,726,644 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0680 円

(ご参考：親投資信託の現況)
東京海上マネーマザーファンド

平成26年3月31日現在

種類	金額
資産総額	143,980,224 円
負債総額	円
純資産総額 (-)	143,980,224 円
発行済数量	142,439,873 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0108 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成26年3月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年3月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	4,761
追加型株式投資信託	128	1,813,275
単体型公社債投資信託	0	0
単体型株式投資信託	13	62,793
合計	142	1,880,830

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,761,145	6,753,091
前払費用	137,793	134,096
未収委託者報酬	1,436,947	1,616,237
未収収益	1,777,274	2,117,109
未収入金	8,319	153,977
繰延税金資産	190,994	189,883
その他の流動資産	13,153	6,634
流動資産計	9,325,628	10,971,029
固定資産		
有形固定資産	* 1 259,429	* 1 217,693
建物	153,031	122,475
器具備品	106,397	95,217
無形固定資産	3,144	3,144
電話加入権	3,144	3,144
投資その他の資産	929,396	815,403
投資有価証券	16,664	19,427
関係会社株式	254,342	254,342
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	143,968	95,530
敷金	361,849	291,959
繰延税金資産	121,371	122,944
固定資産計	1,191,969	1,036,240
資産合計	10,517,598	12,007,270
負債の部		
流動負債		
預り金	28,305	30,099
未払金	* 2 1,318,980	* 2 1,569,259
未払手数料	388,412	454,177
その他未払金	930,567	1,115,081
未払費用	52,898	57,434
未払消費税等	67,999	85,291
未払法人税等	544,000	596,000
前受収益	415,827	317,700
賞与引当金	207,304	191,919
その他の流動負債	787	-
流動負債計	2,636,103	2,847,704
固定負債		
退職給付引当金	115,077	137,928

役員退職慰労引当金	25,260	31,080
固定負債計	140,337	169,008
負債合計	2,776,440	3,016,712
純資産の部		
株主資本	7,741,052	8,989,342
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	5,741,052	6,989,342
利益準備金	388,426	443,612
その他利益剰余金	5,352,625	6,545,729
繰越利益剰余金	5,352,625	6,545,729
評価・換算差額等	105	1,215
その他有価証券評価差額金	105	1,215
純資産合計	7,741,157	8,990,558
負債・純資産合計	10,517,598	12,007,270

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,441,098	6,959,798
運用受託報酬	6,132,962	6,585,557
投資助言報酬	24,836	20,963
その他営業収益	1,992	1,992
営業収益計	11,600,891	13,568,311
営業費用		
支払手数料	1,957,922	2,732,478
広告宣伝費	117,675	133,560
公告費	2,281	2,244
調査費	3,263,965	3,642,781
調査費	1,195,887	1,160,919
委託調査費	* 1 2,068,077	* 1 2,481,861
委託計算費	85,593	82,588
営業雑経費	127,614	128,344
通信費	31,372	28,568
印刷費	69,710	72,899
協会費	14,644	16,766
諸会費	4,391	4,213
図書費	7,495	5,896
営業費用計	5,555,052	6,721,997
一般管理費		
給料	2,399,236	2,441,088
役員報酬	71,115	69,444
給料・手当	* 1 1,730,916	* 1 1,755,780
賞与	597,205	615,864
交際費	10,606	7,417
旅費交通費	100,354	99,221
租税公課	41,500	44,567
不動産賃借料	343,381	343,381
役員退職慰労引当金繰入	7,090	5,820
退職給付費用	72,098	70,091
賞与引当金繰入	207,304	191,919
固定資産減価償却費	99,879	91,309
法定福利費	381,465	395,650
福利厚生費	9,181	7,867
諸経費	377,049	408,719
一般管理費計	4,049,148	4,107,055
営業利益	1,996,689	2,739,259

営業外収益				
受取配当金	* 1	115,821	* 1	145,322
受取利息		1,091		1,151
雑益		1,064		2,410
営業外収益計		117,976		148,885
営業外費用				
雑損		32,361		46,933
営業外費用計		32,361		46,933
経常利益		2,082,305		2,841,210
特別損失				
器具備品除却損		71		911
特別損失計		71		911
税引前当期純利益		2,082,233		2,840,299
法人税、住民税及び事業税		924,989		1,041,220
法人税等調整額		21,996		1,076
法人税等合計		946,985		1,040,144
当期純利益		1,135,247		1,800,154

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第27期		第28期	
	(自 至	平成23年4月1日 平成24年3月31日)	(自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日)
株主資本				
資本金				
当期首残高		2,000,000		2,000,000
当期変動額				
当期変動額合計				
当期末残高		2,000,000		2,000,000
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		334,429		388,426
当期変動額				
剰余金の配当		53,996		55,186
当期変動額合計		53,996		55,186
当期末残高		388,426		443,612
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
当期首残高		4,811,339		5,352,625
当期変動額				
剰余金の配当		593,960		607,051
当期純利益		1,135,247		1,800,154
当期変動額合計		541,286		1,193,103
当期末残高		5,352,625		6,545,729
利益剰余金合計				
当期首残高		5,145,769		5,741,052
当期変動額				
剰余金の配当		539,964		551,864
当期純利益		1,135,247		1,800,154
当期変動額合計		595,282		1,248,290
当期末残高		5,741,052		6,989,342
株主資本合計				
当期首残高		7,145,769		7,741,052

当期変動額		
剰余金の配当	539,964	551,864
当期純利益	1,135,247	1,800,154
当期変動額合計	595,282	1,248,290
当期末残高	7,741,052	8,989,342
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	47	105
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	153	1,109
当期変動額合計	153	1,109
当期末残高	105	1,215
評価・換算差額等合計		
当期首残高	47	105
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	153	1,109
当期変動額合計	153	1,109
当期末残高	105	1,215
純資産合計		
当期首残高	7,145,721	7,741,157
当期変動額		
剰余金の配当	539,964	551,864
当期純利益	1,135,247	1,800,154
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	153	1,109
当期変動額合計	595,436	1,249,400
当期末残高	7,741,157	8,990,558

重要な会計方針

第28期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	
移動平均法による原価法	
(2) その他有価証券	
時価のあるもの	
決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	
時価を把握することが極めて困難と認められるもの	
移動平均法による原価法	
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
定率法	
ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。	
(2) 長期前払費用	
定額法	

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第28期

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

第28期

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

前事業年度において、「流動資産」の「その他の流動資産」に含めていた「未収入金」は資産の総額の100分の1を越えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他の流動資産」に表示していた21,473千円は、「未収入金」8,319千円、「その他の流動資産」13,153千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

第28期

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

当事業年度において、本社事務所の一部解約申し込みを行ったため、当該一部解約に係る建物附属設備の耐用年数、原状回復義務の費用総額及び履行時期の見積りの変更を行っております。なお、原状回復工事は当事業年度末において完了しております。これにより、当該変更前と比べて、当事業年度の固定資産減価償却費が17,384千円、諸経費が16,224千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益がそれぞれ33,609千円減少しておりますが、当該変更により特別損失が33,609千円減少していることから、税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第27期 平成24年3月31日現在	第28期 平成25年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 95,026千円	建物 103,012千円
器具備品 401,705千円	器具備品 418,700千円
* 2. 関係会社に対する主な資産・負債	* 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。
未払金 576,853千円 (うち支配株主に対するもの 124,843千円) (うち子会社に対するもの 123,032千円) (うち関連会社に対するもの 328,978千円)	未払金 709,361千円 (うち支配株主に対するもの 142,986千円) (うち子会社に対するもの 150,208千円) (うち関連会社に対するもの 416,166千円)

(損益計算書関係)

第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。
給与・手当 473,719千円 委託調査費 1,576,497千円 受取配当金 115,821千円	給与・手当 531,681千円 委託調査費 1,737,827千円 受取配当金 145,225千円

(株主資本等変動計算書関係)

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成23年4月1日 現在	増加	減少	平成24年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	509,964千円
(ロ) 1株当たり配当額	13,315円
(ハ) 基準日	平成23年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成23年6月30日

(2) 金銭以外による配当

平成23年6月15日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当財産の種類	株式会社東京海上研究所普通株式
(ロ) 配当財産の帳簿価格	30,000千円
(ハ) 1株当たり配当額	783円
(ニ) 基準日	平成23年6月15日
(ホ) 効力発生日	平成23年6月21日

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	551,864千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	14,409円
(ニ) 基準日	平成24年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成24年6月27日

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成24年4月1日 現在	増加	減少	平成25年3月31日 現在

普通株式	38,300	-	-	38,300
------	--------	---	---	--------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	551,864千円
(ロ) 1株当たり配当額	14,409円
(ハ) 基準日	平成24年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	23,702円
(ニ) 基準日	平成25年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成25年6月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 同左 流動性リスク 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第27期(平成24年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	5,761,145	5,761,145	
(2)未収委託者報酬	1,436,947	1,436,947	
(3)未収収益	1,777,274	1,777,274	
(4)未収入金	8,319	8,319	
(5)投資有価証券 其他有価証券	16,664	16,664	
(6)敷金	361,849	258,063	103,786
(7)未払金	(1,318,980)	(1,318,980)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第28期(平成25年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,753,091	6,753,091	
(2)未収委託者報酬	1,616,237	1,616,237	
(3)未収収益	2,117,109	2,117,109	
(4)未収入金	153,977	153,977	
(5)投資有価証券 其他有価証券	19,427	19,427	
(6)敷金	291,959	218,507	73,451
(7)未払金	(1,569,259)	(1,569,259)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第27期 平成24年3月31日現在	第28期 平成25年3月31日現在
(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金 同左
(5)投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5)投資有価証券 同左
(6)敷金 当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。	(6)敷金 同左

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第27期 平成24年3月31日現在	第28期 平成25年3月31日現在

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。		以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	
(単位：千円)		(単位：千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
子会社株式	221,595	子会社株式	221,595
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747
その他の関係会社 有価証券	31,200	その他の関係会社 有価証券	31,200

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第27期 平成24年3月31日現在	第28期 平成25年3月31日現在
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期 平成24年3月31日現在			第28期 平成25年3月31日現在		
(単位：千円)			(単位：千円)		
	1年以内	1年超		1年以内	1年超
預金	5,761,116		預金	6,752,981	
未収委託者報酬	1,436,947		未収委託者報酬	1,616,237	
未収収益	1,777,274		未収収益	2,117,109	
未収入金	8,319		未収入金	153,977	
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの		1,000	投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの		1,000
合計	8,983,657	1,000	合計	10,640,305	1,000

(有価証券関係)

第27期 平成24年3月31日現在	第28期 平成25年3月31日現在
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>	<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	15,700	15,500	200	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	16,177	14,138	2,038
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	964	1,000	35	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	3,250	3,400	149
合計	16,664	16,500	164	合計	19,427	17,538	1,888

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
同左

(退職給付関係)

第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 退職金制度及び確定拠出年金制度を採用して おります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 115,077千円 退職給付引当金 115,077千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 137,928千円 退職給付引当金 137,928千円
3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 43,770千円 確定拠出年金への掛金支払額 28,327千円 退職給付費用 72,098千円	3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 39,545千円 確定拠出年金への掛金支払額 30,545千円 退職給付費用 70,091千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の計算は簡便法を採用して おり、確定拠出年金部分を除く退職給付費 用は「勤務費用」に計上しております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	9,601千円	11,813千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	41,013千円	49,157千円
未払金	13,175千円	5,774千円
賞与引当金損金算入限度超過額	78,796千円	72,948千円
未払法定福利費否認	9,234千円	8,973千円
未払事業所税否認	3,362千円	3,438千円
未払事業税否認	40,452千円	50,026千円

未払調査費	41,860千円	46,965千円
ソフトウェア償却超過額	63,265千円	54,426千円
敷金償却費	7,550千円	8,223千円
未払確定拠出年金	927千円	982千円
未払費用	3,185千円	774千円
繰延税金資産小計	312,424千円	313,504千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	312,424千円	313,504千円
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	58千円	673千円
その他	-	3千円
繰延税金負債合計	58千円	677千円
繰延税金資産の純額	312,365千円	312,827千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第27期 (平成24年3月31日現在)		第28期 (平成25年3月31日現在)
法定実効税率 (調整)	40.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	2.2%	
タックスヘイブン課税	5.6%	
税率変更による期末繰延税金資 産の減額修正	1.3%	
交際費等永久に損金に算入され ない項目	0.2%	
その他	0.2%	
税効果会計適用後の法人税等の負担 率	45.5%	

(セグメント情報等)

第27期	第28期
自 平成23年4月1日	自 平成24年4月1日
至 平成24年3月31日	至 平成25年3月31日

<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p>当社は、単一の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がありますが、秘密保持義務を負っているため記載をしております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>同左</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <p>同左</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p>当社は、単一の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>
--	--

(関連当事者情報)

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員 の派遣	委託 調査費 の支払	1,367,824	未払金	328,743

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 派遣	委託 調査費 の支払	1,428,822	未払金	416,166

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1株当たり純資産額	202,119円00銭	234,740円42銭
1株当たり当期純利益金額	29,640円93銭	47,001円44銭

	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜 在株式がないため記載して おりません。 (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜 在株式がないため記載して おりません。 (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。	
当期純利益	1,135,247千円	当期純利益	1,800,154千円
普通株主に 帰属しない金額	-	普通株主に 帰属しない金額	-
普通株式に係る 当期純利益	1,135,247千円	普通株式に係る 当期純利益	1,800,154千円
期中平均株式数	38,300株	期中平均株式数	38,300株

中間財務諸表

(イ) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	6,848,016
前払費用	116,070
未収委託者報酬	1,740,897
未収収益	2,776,567
未収入金	27,471
繰延税金資産	380,142
その他の流動資産	37,133
流動資産計	11,926,300
固定資産	
有形固定資産	* 1 198,398
建物	113,374
器具備品	85,023
無形固定資産	3,144
電話加入権	3,144
投資その他の資産	791,302
投資有価証券	24,232
関係会社株式	254,342
その他の関係会社有価証券	31,189
長期前払費用	71,452
敷金	288,908
繰延税金資産	121,177
固定資産計	992,845
資産合計	12,919,145
負債の部	
流動負債	
預り金	37,832
未払金	1,622,139
未払手数料	511,145
その他未払金	1,110,993
未払費用	98,905

未払消費税等	* 2	91,593
未払法人税等		974,000
前受収益		279,041
賞与引当金		367,428
流動負債計		3,470,940
固定負債		
退職給付引当金		134,170
役員退職慰労引当金		34,330
固定負債計		168,500
負債合計		3,639,440
純資産の部		
株主資本		9,277,994
資本金		2,000,000
利益剰余金		7,277,994
利益準備金		500,000
その他利益剰余金		6,777,994
繰越利益剰余金		6,777,994
評価・換算差額等		1,710
その他有価証券評価差額金		1,710
純資産合計		9,279,704
負債・純資産合計		12,919,145

(口) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年 4月 1日	
至 平成25年 9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,324,522
運用受託報酬	3,932,401
投資助言報酬	13,663
その他営業収益	736
営業収益計	8,271,324
営業費用	
支払手数料	1,830,991
広告宣伝費	72,463
公告費	1,190
調査費	2,284,408
調査費	653,510
委託調査費	1,630,897
委託計算費	40,739
営業雑経費	76,716
通信費	14,132
印刷費	41,249
協会費	13,126
諸会費	3,411
図書費	4,795
営業費用計	4,306,510
一般管理費	
給料	991,776
役員報酬	35,238
給料・手当	867,784

賞与	88,754
交際費	4,692
旅費交通費	44,266
租税公課	27,867
不動産賃借料	129,195
役員退職慰労引当金繰入	3,250
退職給付費用	30,583
賞与引当金繰入	367,428
固定資産減価償却費	* 1 29,983
法定福利費	206,492
福利厚生費	6,595
諸経費	175,111
一般管理費計	2,017,243
営業利益	1,947,570
営業外収益	
受取配当金	46,041
受取利息	573
雑益	3,206
営業外収益計	49,820
営業外費用	
雑損	35,437
営業外費用計	35,437
経常利益	1,961,954
税引前中間純利益	1,961,954
法人税、住民税及び事業税	954,282
法人税等調整額	188,766
法人税等合計	765,515
中間純利益	1,196,438

(八) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月1日	
至 平成25年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	443,612
当中間期変動額	
剰余金の配当	56,387
当中間期変動額合計	56,387
当中間期末残高	500,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,545,729
当中間期変動額	

剰余金の配当	964,173
中間純利益	1,196,438
当中間期変動額合計	232,264
当中間期末残高	6,777,994
利益剰余金合計	
当期首残高	6,989,342
当中間期変動額	
剰余金の配当	907,786
中間純利益	1,196,438
当中間期変動額合計	288,651
当中間期末残高	7,277,994
株主資本合計	
当期首残高	8,989,342
当中間期変動額	
剰余金の配当	907,786
中間純利益	1,196,438
当中間期変動額合計	288,651
当中間期末残高	9,277,994
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,215
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	494
当中間期変動額合計	494
当中間期末残高	1,710
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	494
当中間期変動額合計	494
当中間期末残高	1,710
純資産合計	
当期首残高	8,990,558
当中間期変動額	
剰余金の配当	907,786
中間純利益	1,196,438
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	494
当中間期変動額合計	289,146
当中間期末残高	9,279,704

(二) 重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 並びにその他の関係会社有価 証券 移動平均法による原価法

	<p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 長期前払費用 定額法</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>
4. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	112,113千円
	器具備品	438,081千円

2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。
------------	---

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1 減価償却実施額	有形固定資産	29,983千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当金総額・・・・・・・・・・907,786千円				
(ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・23,702円				
(ハ) 基準日・・・・・・・・・・平成25年3月31日				
(ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成25年6月28日				

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,848,016	6,848,016	
(2)未収委託者報酬	1,740,897	1,740,897	
(3)未収収益	2,776,567	2,776,567	
(4)未収入金	27,471	27,471	
(5)投資有価証券 その他有価証券	24,232	24,232	
(6)敷金	288,908	214,811	74,096
(7)未払金	(1,622,139)	(1,622,139)	

(*)負債で計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価の算定方法につきましては「(二)重要な会計方針」の「1.資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(6)敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,189千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額31,189千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	22,189	19,369	2,820
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	2,043	2,200	156
合計		24,232	21,569	2,663

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	242,289円93銭
1 株当たり中間純利益金額	31,238円60銭
	潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	1,196,438千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益	1,196,438千円
期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

平成26年4月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・公告の方法の変更(日本経済新聞に掲載する方法から、電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載)に変更。)

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成25年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（ ）平成25年9月末日現在

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
3. 請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
4. 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
5. 目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経営状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月9日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和マイクロファイナンス・ファンドの平成25年8月24日から平成26年2月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和マイクロファイナンス・ファンドの平成26年2月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月9日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中**あらた監査法人**指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経営状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。